

処遇改善加算の算定要件 「見える化」

(1) 処遇改善加算の算定状況

(令和6年6月1日～)

事業種別	処遇改善加算	備考
通所介護（一般型）	新加算Ⅰ	
通所介護（認知症型）	新加算Ⅲ	
通所型サービスA	新加算Ⅲ	
訪問介護	新加算Ⅲ	
小規模多機能型居宅介護	新加算Ⅰ	

(2) 具体的な取組

- ① 他産業からの転職者、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用
- ② 上位者によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の確保
- ③ 資格取得（初任者研修、実務者研修）の受講に関する経費を全額法人負担
- ④ 業務上更新が必要な資格（介護支援専門員 等）に関し、受講に関する経費を全額法人負担
- ⑤ ICTの導入（タブレットによる閲覧、記録時間の有効活用 など）による業務量の軽減
- ⑥ 自由に研修の時間、場所を選び受講できるオンライン研修の導入